

福岡市地下鉄車両
防犯・飛散防止フィルム貼付業務委託

仕 様 書

令和 8 年 8 月

福岡市交通局 車両・保全部 車両課

共 通 仕 様 書

第 1 章 総 則

1 適用範囲

この仕様書は、福岡市交通局（以下「発注者」という。）が発注する福岡市地下鉄車両 防犯・飛散防止フィルム貼付業務委託（以下「本委託業務」という。）について適用する。

2 履行場所

本工事の履行場所は、次のとおりとする。

- (1) 福岡市西区下山門四丁目 1 番 1 号（福岡市交通局姪浜車両基地）
- (2) 福岡市西区橋本二丁目 34 番 1 号（福岡市交通局橋本車両基地）

3 履行期間

契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 26 日までとする。

4 関係規程

本委託業務の履行に関係する規定等は、次の各号に掲げるものとし、受注者はこれらを順守しなければならない。

(1) 関係法令

- ア 鉄道事業法
- イ 鉄道営業法
- ウ 電気事業法
- エ 消防法
- オ 労働基準法
- カ 鉄道事業法施行規則
- キ 鉄道に関する技術上の基準を定める省令
- ク その他関係法令

(2) 関係規程類

- ア 福岡市交通局安全管理規程
- イ 福岡市高速鉄道実施基準管理規程
- ウ 福岡市高速鉄道運転取扱実施基準
- エ 福岡市高速鉄道車両実施基準
- オ 福岡市高速鉄道車両安全作業要領
- カ その他関係規程類

5 提出書類

受注者は、福岡市交通局契約事務規程に関する書類及び下記に掲げる書類を、速やかに提出すること。

- (1) 業務遂行責任者通知書
- (2) 組織構成表及び緊急連絡体制表（終日連絡可能な体制表）
- (3) 作業員名簿
- (4) 業務工程表

(5) その他、発注者が指示するもの。

上記に掲げる提出書類のうち、変更が生じた場合は、変更後の書類を速やかに提出すること。

6 安全管理・労災の防止

受注者は、福岡市高速鉄道車両安全作業要領を遵守し、従事者の安全管理及び労働災害の防止に努めるとともに、必要な措置を講じなければならない。

7 施設の貸与及び光熱水費

受注者は本委託業務で必要な施設を無償で 사용할 ことができる。また、これに要する光熱水費は無償とする。なお、施設の管理に関して、整理整頓、火災の防止等に努めること。

8 契約不適合責任期間

本委託完了後より、1 年間とする。但し、期間後であっても、受注者の責に帰すると判断されるものは受注者の負担で対応すること。

9 疑義の解釈

受注者は、本仕様書に不明な点が生じた場合は、発注者と十分協議の上でその指示に従うこと。

10 引渡し前の部分使用

地下鉄車両の運用の確保及び法令で定められた地下鉄車両の検査業務を円滑に行うため、委託の完了部分について、引渡し前であっても、その使用について協力すること。

福岡市地下鉄車両 防犯・飛散防止フィルム貼付業務委託
特 記 仕 様 書

第1章 一 般

1 件 名

福岡市地下鉄車両 防犯・飛散防止フィルム貼付業務委託

2 履行場所

本工事の履行場所は、次のとおりとする。

- (1)福岡市西区下山門四丁目1番1号（福岡市交通局姪浜車両基地）
- (2)福岡市西区橋本二丁目34番1号（福岡市交通局橋本車両基地）

3 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月26日までとする。

4 提出図書

共通仕様書で定める提出図書の他に、下記の項目について資料を提出すること。なお、当局より指示があった場合は省略できるものとする。

事前に提出を要するもの（提出部数：特記のないものは1部）

- ① 改修に関する作業手順書
- ② 承諾図（2部提出、1部返却）
- ③ その他、発注者が指示するもの

完了後に提出するもの（提出部数：1部）

- ① 業務報告書
- ② 業務写真
- ③ その他、発注者が指示するもの

5 使用材料等

使用材料は、全て「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」及び「福岡市高速鉄道車両実施基準」に適合したものとする。

6 発生材、撤去品について

発生材や撤去品については適正に処理を行うこと。

7 疑 義

- (1) 受注者は、この仕様書に明記のない事項や疑義を生じた事項については、発注者と協議を行いその指示に従うこと。
- (2) 本業務委託に含まれない箇所の不具合が発見された時は、速やかに監督員に報告を行うこと。

第2章 委託内容

1 委託概要

1000N系・2000N系・3000系・3000A系車両の貫通引戸、側窓および側引戸に対し、防犯・飛散防止フィルムを貼付するもの。

2 対象編成

1000N系 2編成（第14編成～第15編成）

2000N系 6編成（第19編成～第24編成）

3000系 17編成（第01編成～第17編成）

3000A系 4編成（第18編成～21編成）

3 作業内容

1000N系・2000N系・3000系・3000A系車両の貫通引戸、側窓および側引戸に対し、防犯・飛散防止フィルム（以下「フィルム」という）を貼付すること。フィルムについては発注者支給品を使用するものとする。受注者は支給されたフィルムについて、各施工箇所の寸法に応じた裁断および貼付を行うこと。フィルムの貼付位置は対象となるガラスの客室側（内側）面のみとし、車外側および貫通路側（幌側）には貼付しないこと。

（1）1000N系貫通引戸

1000N系車両の貫通引戸にフィルムを貼付すること。
施工範囲は「付図1」を参照すること。

（2）2000N系貫通引戸

2000N系車両の貫通引戸にフィルムを貼付すること。
施工範囲は「付図2」を参照すること。

（3）3000系貫通引戸

3000系車両の貫通引戸にフィルムを貼付すること。
施工範囲は「付図3～4」を参照すること。

（4）3000A系貫通引戸

3000A系車両の貫通引戸にフィルムを貼付すること。
施工範囲は「付図5～6」を参照すること。

(5) 1000N 系側窓

1000N 系車両の側窓にフィルムを貼付すること。

施工範囲は「付図 7～8」を参照すること。

既設の広告ステッカーについては、ステッカー剥離後にフィルム貼付を行うこと。

優先席ステッカーについては、ステッカー剥離・フィルム貼付後に新たな優先席ステッカーの貼付を行うこと。なお、貼付する優先席ステッカーは受注者調達品とし、詳細は「付図 12」を参照すること。

(6) 2000N 系側引戸

2000N 系車両の側引戸にフィルムを貼付すること。

施工範囲は「付図 9～11」を参照すること。

既設の広告ステッカーについては、ステッカー剥離後にフィルム貼付を行うこと。

4 施工数量

(1) 支給フィルムの裁断及び貼付

項	種類	1号車	2号車	3号車	4号車	5号車	6号車
1	1000N 系 貫通引戸	—	1 式	—	1 式	—	—
2	2000N 系 貫通引戸	—	1 式	—	1 式	—	—
3	3000 系 貫通引戸	1 式	1 式	1 式	1 式		
4	3000A 系 貫通引戸	1 式	1 式	1 式	1 式		
5	1000N 系 側窓	1 式	1 式	1 式	1 式	1 式	1 式
6	2000N 系 側引戸	1 式	1 式	1 式	1 式	1 式	1 式

(2) 広告ステッカー剥離・優先席ステッカー貼替

項	種類	1号車	2号車	3号車	4号車	5号車	6号車
1	事故防止注意(1000N)	1 式	1 式	1 式	1 式	1 式	1 式
2	7人掛けマナー(1000N)	1 式	1 式	1 式	1 式	1 式	1 式
3	優先席(1000N)	1 式	1 式	1 式	1 式	1 式	1 式
4	手ばさみ注意(2000N)	1 式	1 式	1 式	1 式	1 式	1 式

5 支給品の取扱い

発注者は防犯・飛散防止フィルムをロール材の状態で支給する。受注者は支給品受領後、適切に保管及び管理を行うこと。受注者の責による損傷、汚損又は施工不良により再施工が必要となった場合は、受注者の負担により対応すること。発注者は施工に必要なフィルムを支給するものとし、受注者の責によらないフィルム不足が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

6 工程調整

本業務の施工計画は、地下鉄車両の運用の確保及び法令に基づく検査業務の実施を最優先として策定するものとし、施工対象車両、施工時期、施工日及び施工順序は、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。なお、車両運用、検査計画その他の業務上の都合により施工計画の変更が必要となった場合は、受注者はこれに協力すること。

また、受注者は同時期に実施される他工事又は保守作業との工程調整に協力し、発注者の指示に従うものとする。